

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和5年1月から同年2月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年3月24日

山形県監査委員	森	谷	仙	一	郎
山形県監査委員	星	川	純	一	
山形県監査委員	松	田	義	彦	
山形県監査委員	海	老	名	信	乃

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関49箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
最上学園	令和5年1月10日	星川委員	松田委員
やまなみ学園	令和5年1月10日	星川委員	松田委員
米沢工業高等学校	令和5年1月10日	星川委員	松田委員
病虫害防除所	令和5年1月10日	森谷委員	海老名委員
環境科学研究センター	令和5年1月12日	星川委員	松田委員
村山産業高等学校	令和5年1月12日	星川委員	松田委員
楯岡特別支援学校	令和5年1月12日	星川委員	松田委員
福祉相談センター	令和5年1月12日	森谷委員	海老名委員
産業技術短期大学校	令和5年1月12日	森谷委員	海老名委員
農業総合研究センター	令和5年1月12日	森谷委員	海老名委員
こども医療療育センター	令和5年1月13日	松田委員	—
上山明新館高等学校	令和5年1月13日	松田委員	—
工業技術センター置賜試験場	令和5年1月13日	海老名委員	—
内水面水産研究所	令和5年1月13日	海老名委員	—
置賜農業高等学校	令和5年1月13日	海老名委員	—
新庄南高等学校	令和5年1月20日	星川委員	松田委員
新庄養護学校	令和5年1月20日	星川委員	松田委員
長井警察署	令和5年1月20日	星川委員	松田委員

庄内教育事務所	令和5年1月20日	森谷委員	海老名委員
長井工業高等学校	令和5年1月20日	森谷委員	海老名委員
衛生研究所	令和5年1月24日	星川委員	松田委員
精神保健福祉センター	令和5年1月24日	星川委員	松田委員
工業技術センター	令和5年1月24日	星川委員	松田委員
高度技術研究開発センター	令和5年1月24日	星川委員	松田委員
森林研究研修センター	令和5年1月24日	森谷委員	海老名委員
寒河江高等学校	令和5年1月24日	森谷委員	海老名委員
寒河江工業高等学校	令和5年1月24日	森谷委員	海老名委員
教育センター	令和5年1月25日	松田委員	—
東桜学館中学校	令和5年1月25日	松田委員	—
東桜学館高等学校	令和5年1月25日	松田委員	—
図書館	令和5年1月25日	海老名委員	—
山形東高等学校	令和5年1月25日	海老名委員	—
山形盲学校	令和5年1月25日	海老名委員	—
北村山高等学校	令和5年2月3日	星川委員	松田委員
山形西高等学校	令和5年2月3日	森谷委員	海老名委員
酒田光陵高等学校	令和5年2月6日	松田委員	—
村山教育事務所	令和5年2月8日	星川委員	松田委員
山形北高等学校	令和5年2月8日	星川委員	松田委員
山形警察署	令和5年2月8日	星川委員	松田委員
博物館	令和5年2月8日	森谷委員	海老名委員
霞城学園高等学校	令和5年2月8日	森谷委員	海老名委員
天童高等学校	令和5年2月8日	森谷委員	海老名委員
朝日学園	令和5年2月10日	松田委員	—
山辺高等学校	令和5年2月10日	松田委員	—
左沢高等学校	令和5年2月10日	松田委員	—
青年の家	令和5年2月10日	海老名委員	—
山形南高等学校	令和5年2月10日	海老名委員	—
谷地高等学校	令和5年2月10日	海老名委員	—
米沢東高等学校	令和5年2月13日	松田委員	—

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われている。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 産業技術短期大学校

(イ) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

(内容)

工事の請負について、公所長に委任された額（1件の予定価格500万円以内）を超えて執行しているもの 1件

学生寮エアコン設置工事

予定価格 11,568,920円

ロ こども医療療育センター

(イ) 契約事務が適切でないもの

(内容)

支出予定金額が10万円を超える物品購入において、単価契約を締結しないで、10万円以下に分割して支出負担行為をしているもの

医薬品の購入

発注時期 令和4年4月から10月まで

発注回数 17回

支出額 484,544円

ハ 新庄南高等学校

(イ) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

(内容)

指定物品の購入について、権限が委任されていないにもかかわらず、学校長が執行しているもの
1件

品名 電子黒板システム

取得金額 2,435,400円

(ロ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

奨学のための給付金の支払について、申請書の受付から4箇月を超えてしていないもの 9件
主な事例は以下のとおり

申請書受付日 令和3年7月1日

支払日 令和3年12月3日

ニ 新庄養護学校

(イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

支出事務が適切でないもの

a 住居手当について、支給期間を誤り、返納を要するもの 1件

令和4年6月支給分

既支給額 28,000円

正支給額 0円

要返納額 28,000円

b 扶養手当について、被扶養者数の変更に伴う認定の手続を行っていないもの 3件

ホ 北村山高等学校

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

a 支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの 3件 合計84,480円

主な事例は以下のとおり

一般廃棄物処理業務委託(令和4年5月分)

請求書受理日 令和4年6月3日

支払期限 令和4年7月1日
支払日 令和4年12月20日
支出額 22,704円

b 支払期限内に支払をしていないもの 4件 108,306円

主な事例は以下のとおり

一般廃棄物処理業務委託（令和4年8月分）

請求書受理日 令和4年9月5日
支払期限 令和4年10月4日
支払日 令和4年12月20日
支出額 20,768円

へ 酒田光陵高等学校

(i) 支出事務が適切でないもの

(内容)

支払期限から3箇月を超えて遅延し、次年度予算から支出しているもの 1件

一般入学願書の購入経費

請求書受理日 令和4年1月26日
支払期限 令和4年2月9日
支払日 令和4年6月1日
支出額 11,825円

ト 山辺高等学校

(i) 事務事業が適切でないもの

(内容)

会計年度任用職員の社会保険料納付事務など7業務について、必要な手続を行わずに放置するなどしたもの

主な事例は以下のとおり

会計年度任用職員の被保険者賞与支払届の年金事務所への提出（令和2年12月分）

提出期限 令和2年12月14日
提出日 令和4年10月28日

(ii) 支出事務が適切でないもの

(内容)

a 奨学のための給付金の支払について、申請書の受付から4箇月を超えてしていないもの 2件

主な事例は以下のとおり

申請書受付日 令和3年7月5日
支払日 令和4年1月28日

b 奨学のための給付金の支払について、申請書の受付から3箇月を超えてしていないもの 1件

申請書受付日 令和3年11月5日
支払日 令和4年2月15日

チ 米沢東高等学校

(i) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

支出事務が適切でないもの

- a 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、追給を要するもの 1件

令和4年6月支給分

既支給額 (100分の5) 21,973円

正支給額 (100分の10) 43,947円

要追給額 21,974円

- b 通勤手当について、月の全日数にわたり通勤実績のない職員に支給し、返納を要するもの 1件

令和4年7月から令和4年9月支給分

既支給額 7,500円

正支給額 0円

要返納額 7,500円

- c 通勤手当について、通勤経路等の変更に伴う認定の手続を行っていないもの 5件

- d 扶養手当について、支給期間を誤り、期末手当及び寒冷地手当とともに返納を要するもの 1件

返納額合計110,025円

扶養手当 令和3年1月から平成3年11月支給分

既支給額 71,500円

正支給額 0円

要返納額 71,500円

期末手当 令和3年6月支給分

既支給額 608,581円

正支給額 600,456円

要返納額 8,125円

寒冷地手当 令和3年1月から3月及び11月支給分

既支給額 71,200円

正支給額 40,800円

要返納額 30,400円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収入

(イ) 調定額を誤った1万円以上のもの(左沢高等学校)

(ロ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの(酒田光陵高等学校)

(ハ) 領収している現金の一部について、現金出納簿の登記をしていないもの(図書館)

(ニ) 現金の金融機関への払込みが、正当な理由もなく3営業日を超えて遅延しているもの(酒田光陵高等学校)

ロ 支出

(イ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの(北村山高等学校、酒田光陵高等学校)

(ロ) 支払の遅延等により、遅取加算金を発生させたもの(山形東高等学校)

(ハ) 正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの(村山教育事務所、山形東高等学校、米沢東高等学校)

(ニ) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの(最上学園、図書館、村山教育事務所)

(ホ) 奨学のための給付金の支払について、申請書の受付から3箇月を超えてしていないもの(置賜農業

高等学校)